

令和 年分 名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書

株式等を所有していた者	住所(居所)又は所在地												
	氏名又は名称	個人番号又は法人番号											
株式等を所有していた者に係る株式等の譲渡の対価												組合が支払を受けた株式等の譲渡の対価の総額	
区分	銘柄	支払確定年月日	事由	株(口)数又は額面金額	株式等の譲渡の対価の額	分配割合							
		年月日		千円 円	千円 円	%	千円 円						
組合		主たる事務所の所在地			名称								
(摘要)													
支払者	住所(居所)又は所在地												
	氏名又は名称	個人番号又は法人番号											
												(電話)	
整理欄		①										②	

○個人番号又は法人番号欄に個人番号・12桁を記載する場合には、右詰で記載します。

令和 年分 名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書

株式等を所有していた者	住所(居所)又は所在地												
	氏名又は名称	個人番号又は法人番号											
株式等を所有していた者に係る株式等の譲渡の対価												組合が支払を受けた株式等の譲渡の対価の総額	
区分	銘柄	支払確定年月日	事由	株(口)数又は額面金額	株式等の譲渡の対価の額	分配割合							
		年月日		千円 円	千円 円	%	千円 円						
組合		主たる事務所の所在地			名称								
(摘要)													
支払者	住所(居所)又は所在地												
	氏名又は名称	個人番号又は法人番号											
												(電話)	
整理欄		①										②	

○個人番号又は法人番号欄に個人番号・12桁を記載する場合には、右詰で記載します。

令和 年分 名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書

株式等を所有していた者	住所(居所)又は所在地												
	氏名又は名称	個人番号又は法人番号											
株式等を所有していた者に係る株式等の譲渡の対価												組合が支払を受けた株式等の譲渡の対価の総額	
区分	銘柄	支払確定年月日	事由	株(口)数又は額面金額	株式等の譲渡の対価の額	分配割合							
		年月日		千円 円	千円 円	%	千円 円						
組合		主たる事務所の所在地			名称								
(摘要)													
支払者	住所(居所)又は所在地												
	氏名又は名称	個人番号又は法人番号											
												(電話)	
整理欄		①										②	

○個人番号又は法人番号欄に個人番号・12桁を記載する場合には、右詰で記載します。

令和 年分 名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書

株式等を所有していた者	住所(居所)又は所在地												
	氏名又は名称	個人番号又は法人番号											
株式等を所有していた者に係る株式等の譲渡の対価												組合が支払を受けた株式等の譲渡の対価の総額	
区分	銘柄	支払確定年月日	事由	株(口)数又は額面金額	株式等の譲渡の対価の額	分配割合							
		年月日		千円 円	千円 円	%	千円 円						
組合		主たる事務所の所在地			名称								
(摘要)													
支払者	住所(居所)又は所在地												
	氏名又は名称	個人番号又は法人番号											
												(電話)	
整理欄		①										②	

○個人番号又は法人番号欄に個人番号・12桁を記載する場合には、右詰で記載します。

【名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書】

※様式は A4 用紙 1 枚に調書 4 枚分が印刷されますので、裁断の上ご利用ください。

備考

- 1 この調書は、業務に関連して他人のために名義人として支払を受ける法第 224 条の 3 第 2 項に規定する株式等の譲渡の対価（同条第 1 項に規定する対価をいい、同条第 3 項に規定する金銭等及び同条第 4 項に規定する償還金等を含む。以下この表において同じ。）について使用すること。
- 2 この調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地が不明な場合には、最後の株式等の譲渡の対価の支払（法第 224 条の 3 第 3 項及び第 4 項に規定する交付を含む。以下この表において同じ。）の日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 16 項に規定する法人番号を記載すること。
 - (2) 「株式等を所有していた者に係る株式等の譲渡の対価」の「区分」の欄には、株式、投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 14 項に規定する投資口をいう。）、端数（法第 224 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する 1 株又は 1 口に満たない端数及びこれに準ずるものをいう。）、公社債投資信託の受益権、公募公社債等運用投資信託の受益権、特定株式投資信託の受益権、株式等証券投資信託の受益権（公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権（特定株式投資信託の受益権を除く。）をいう。）、非公社債等投資信託の受益権（証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益権をいう。）、特定受益証券発行信託の受益権、特定目的信託の受益権（社債的受益権を除く。）、社債的受益権、国債、地方債、政府関係機関債、金融債、普通社債、新株予約権付社債、転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債、特定社債、投資法人債、外国公債、外国社債のように記載すること。
 - (3) 「株式等を所有していた者に係る株式等の譲渡の対価」の「銘柄」の欄には、その株式等の銘柄のほか、その株式等の譲渡の対価が、租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項に規定する上場株式等の譲渡に係るものである場合には「(1)」と、当該上場株式等の譲渡以外の同法第 37 条の 11 第 2 項に規定する上場株式等の譲渡に係るものである場合には「(2)」と、同法第 37 条の 10 第 1 項に規定する一般株式等の譲渡に係るものである場合には「(3)」と、同法第 37 条の 13 の 2 第 4 項又は第 7 項の規定の適用がある同法第 37 条の 13 第 1 項に規定する特定株式（以下この表において「特定株式」という。）の譲渡に係るものである場合には「(4)」と記載すること。
 - (4) 「株式等を所有していた者に係る株式等の譲渡の対価」の「事由」の欄には、譲渡、解約、償還、買入消却のように記載すること。
 - (5) 「株式等を所有していた者に係る株式等の譲渡の対価」の「株式等の譲渡の対価の額」の欄には、その年中に支払を受けることが確定した株式等の譲渡の対価の額を銘柄別に記載すること。
 - (6) 当該株式等の譲渡の対価の支払を受ける契約が民法第 667 条第 1 項に規定する組合契約（外国におけるこれに類する契約を含む。以下この表において同じ。）に基づくものである場合には、次に掲げる事項を記載すること。
 - イ 「組合が支払を受けた株式等の譲渡の対価の総額」の欄に、その年中に当該組合契約に係る名義人として支払を受けることが確定した株式等の銘柄別の譲渡の対価の額の総額
 - ロ 「株式等を所有していた者に係る株式等の譲渡の対価」の「分配割合」の欄に、イに掲げる金額のうちに当該株式等を所有していた者が支払を受ける金額の占める割合
 - ハ 「組合」の欄に、当該組合契約に係る組合（これに類するものを含む。）の名称及び当該組合の主たる事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地
 - (7) その株式等の譲渡の対価として支払うべき金額のうちに、特定株式の譲渡に係る金額（以下この表において「特定株式に係る対価の額」という。）及び特定株式以外の譲渡に係る金額がある場合には、その別に区分してそれぞれ記載すること。
 - (8) その株式等の譲渡の対価が、租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 8 号に規定する同族会社から支払を受けるものであり、かつ、同条第 1 項の規定の適用の対象とならないものである場合には、「摘要」の欄に「租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 8 号により総合課税適用分」と記載すること。
 - (9) 次に掲げる場合には、「摘要」の欄にそれぞれ次に定める事項を記載すること。
 - イ 「株式等の譲渡の対価の総額」の「分配割合」の欄に記載した割合が、組合の出資の総額のうちに株式等を所有していた者が出資をした価額の占める割合（以下この表において「出資割合」という。）と異なる場合 出資割合
 - ロ その株式等の譲渡の対価が、法第 41 条の 2 の規定により同条に規定する事業所得に係る収入金額、一時所得に係る収入金額又は雑所得に係る収入金額とみなされるものである場合 その旨
 - ハ 株式等を所有していた者が非居住者又は外国法人である場合（非）
 - ニ 租税条約の規定により所得税が軽減され、又は免除されるもの（外国居住者等所得相互免除法第 2 章の所得税の軽減又は非課税に関する規定により軽減され、又は非課税とされるものを含む。）である場合 その旨
- 3 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。